

年度途中でも口座振替の 申込みができるの

Q

市税の納付方法を口座振替にしたいのですが、年度の途中からでも切替えるのでしょうか。

A

口座振替は、いつからでも申し込むことができます。また一度手続きすれば翌年度以降も継続されますので大変便利です。ぜひお申し込みください。

※納税義務者が変わった場合(固定資産税において共有者の構成が変わった場合等を含む)は、口座振替は継続されません。
([P39]参照)

●申込み方法

・Web申込み

納税通知書、預貯金通帳をご用意の上、静岡市HP(Web口座振替受付サービス)よりお申し込みください。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5947/1001.html>



・金融機関窓口での申込み

納税通知書、預貯金通帳、金融機関届出印をご持参の上、下記のいずれかの方法でお申し込みください。

【ゆうちょ銀行】

・市内の方

ゆうちょ銀行備え付けの「静岡市自動払込利用申込書」でお申し込みください。

・市外の方

ゆうちょ銀行備え付けの「自動払込受付通知書」でお申し込みいただくか、「静岡市自動払込利用申込書」を納税課から郵送で取り寄せてお申し込みください。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関】**・市内の方**

納税通知書とじ込みの「口座振替納付依頼書・届出書」又は金融機関備え付けの「静岡市口座振替納付依頼書」でお申し込みください。

・市外の方

納税通知書とじ込みの「口座振替納付依頼書・届出書」でお申し込みいただくか、「静岡市口座振替納付依頼書」を納税課から郵送で取り寄せてお申し込みください。

●口座振替できる税目

市民税・県民税(普通徴収)

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)

固定資産税(償却資産)

軽自動車税種別割

●口座振替できる金融機関**・Webまたは金融機関窓口での申込み**

静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行、静岡信用金庫、しずおか焼津信用金庫、静岡中央銀行、名古屋銀行、静岡市農業協同組合、清水農業協同組合、ゆうちょ銀行

・金融機関窓口申込みのみ

三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、あいち銀行、島田掛川信用金庫、富士信用金庫、静岡県労働金庫、東日本信用漁業協同組合連合会(申込及び振替が可能な口座は、静岡県内の支店に限る。)

※金融機関によってはお取り扱いできない支店がありますので、詳しくは直接金融機関へご確認ください。

●振替開始時期(金融機関窓口で申込みの場合)

申込締切日	軽自動車税種別割	固定資産税 都市計画税	市民税 県民税
4月末日	翌年度定期 (5月末日)	2期 (7月末日)	1期 (6月末日)
5月末日			2期 (8月末日)
6月末日		3期 (12月末日)	
7月末日			3期 (10月末日)
8月末日		4期 (1月末日)	
9月末日			翌年度1期 (6月末日)
10月末日			
11月末日			
12月末日			
1月末日		翌々年度定期 (5月末日)	翌年度1期 (4月末日)
2月末日	翌年度2期 (7月末日)		
3月末日			

※()内の日が納期限です。ただし、納期限の日が非営業日の場合は、翌営業日となります。

※Web申込みの場合の振替開始時期は、静岡市HPでご確認ください。

●振替日

各納期限

※再振替は行っていません。口座振替ができなかった場合には、納期限よりおおむね7日後に「市税納付のお知らせ」を送付します。納付書が付いていますので、そのはがきで納めることができます。

●軽自動車税種別割納税証明書

振替日から約1週間後に納税証明書(車検用)をお送りします。

なお、軽JNKSの運用が開始されたため、令和8年度以降は軽自動車税種別割納税証明書の送付を廃止いたします。

※軽JNKSについては「P31」参照

ご質問にお答えします。

31

口座振替に しているはずなのに

Q

5年前から口座振替にしているのに、今年度は納付書が送られてきました。昨年度は、口座振替になっていたのですが。

A

口座振替を利用されている方で、今年から納税義務者が変わった場合は、新たに手続きが必要になります。

特に、「固定資産税」については、次のような場合が考えられます。お手数ですが、再度手続きをしてください。

●新たに手続きが必要な場合（固定資産税）

- ア 相続で土地等の名義が変わった場合
- イ 共有名義の物件で、共有者の構成が変わった場合等
- ウ 今までとは異なる区に新たに物件を所有した場合
- エ 納税義務者が死亡した場合

振替ができなかった ときの納付方法は

Q

ついうっかりしてしまい、残高不足のため口座振替ができなくなってしまいました。どうしたらよいでしょうか。

A

ご連絡いただければ納付書を送付しますので、納税課宛にご連絡ください。なお、納期限よりおおむね7日後に「市税納付のお知らせ」を送付します。納付書が付いていますので、そのはがきで納めることもできます。万が一、はがきが届かない場合は、ご連絡ください。

なお、再振替は行っていません。

●銀行・口座等を変更するとき

Webまたは金融機関窓口にて手続きをお願いします。
手続き方法については、「P36」をご参照ください。

※利用をとりやめる金融機関、市役所への連絡は必要ありません。

※市外の金融機関で手続きする場合は、事前に市役所の納税課までご連絡ください。

●口座振替をやめるとき

取扱金融機関へ納税通知書・預貯金通帳・金融機関届出印を持参のうえ、手続きをお願いします。

納付書は、市から直接納税義務者あてにお送りします。

ご質問にお答えします。

33

スマートフォンで キャッシュレス決済をしたい

Q

〇〇ペイやクレジットカードなどを利用した、キャッシュレス決済のやり方について教えてください。

A

納付書に印字されているQRコード(eL-QR)を読み取り、納付をしてください。

●スマホアプリ(〇〇ペイ)で納付する場合

ペイアプリを起動し、「公金・請求書払い」「スキャン」等の機能からeL-QRを読み取り、支払いを実行してください。

●クレジットカード、インターネットバンキング等で納付をする場合

地方税お支払サイトを開き、お支払サイト内のカメラで納付書のeL-QRを読み取るか、eL番号を入力して、納付を行います。

地方税お支払サイトはこちらから

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

※キャッシュレス決済の詳細は「P66」を参照

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



納期限までに 納められないが

Q

市税を今週中に納めなければなりません、どうしても都合が付きません。どうしたらよいでしょうか。

A

納期限までに納税できない事情がある場合には、事前に納税課又は清水市税事務所までご相談ください。

市税は、納税者の皆さんに自主的に納めていただくのが本来の姿です。

万一、納期限までに納められないと、督促状が送付され、また、税の他に延滞金を納めなければならないことになります。

※延滞金については「P67」参照

ご質問にお答えします。

35

納付してあるのに 督促状がきた

市税Q & A

Q

市税は納付してあるはずですが、督促状がきました。なぜですか。

A

次の点をご確認ください。

●領収証書等に記載されている税目、期別などが督促状のものと一致していますか？

●納期限までに納付していただきましたか？

納付していただいてからその収入確認ができるまで連絡手続きなどのために若干の日数を要します。申し訳ありませんが、その間に行き違いで督促状が送付される場合があります。

●正しい納付書で納付していただきましたか？

年度の途中で税額を変更し、あらためて納税通知書と納付書などをお送りしている場合があります。

市税SMS(ショート・メッセージ・サービス) による納付催告がきた

Q

静岡市から携帯電話に納税催告のお知らせがきました。
なぜですか。

A

市税の納付を確認できない方に対し、SMSを活用した納税
催告を行っています。

メッセージに記載された期限までに納付をお願いします。

●携帯電話に表示される送信元番号

・docomo、au、楽天モバイル
054-221-1035、054-221-1531
または054-354-2092

・ソフトバンク
247296

●文例

静岡市役所納税課・清水市税事務所よりお知らせ
市税催告書を郵送しましたのでご確認のうえ、ご納付ください。

○／○期限

※納付約束をされた方でも届くことがあります。納付後に催告があった場
合は行き違いですのでご了承ください。

!不審なショートメッセージや特殊詐欺などにご注意ください。

SMSの本文にURLや電話番号を記載することはありません。

静岡市から送付するSMS催告により次のようなお願いをすることはあり
ません。

- ・銀行口座の振り込みやATMの操作を求めること
- ・通帳やキャッシュカードを預けるようお願いすること
- ・コンビニなどで電子マネーの購入を指示すること
- ・個人情報やSMSで送信したり、聞き出したりすること

ご質問にお答えします。

37

滞納しているが、 このまま納めないとうなる

Q

現在、事情があって市税を滞納しています。このまま納めないと、どうなりますか。

A

このままですと、税負担の公平を維持するなどの見地からやむを得ず財産の差押えをすることになります。

至急、納税課、清水市税事務所又は滞納対策課にご相談ください。

なお、差押えができる財産には、動産、不動産、債権(給料、年金、預貯金、売掛金等)などがあります。

ご相談ください



私の承諾なしに 差し押さえられたが

Q

現在、市税を滞納しています。私の承諾なしで、財産を差し押さえられました。このようなことが許されるのですか。

A

「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない」と法律で定められています。

したがって、財産の差押えの実施は、本人の承諾の有無にかかわらず行われることになります。このようなことにならないように、税金を納められないような事情のあるときは、納税課、清水市税事務所又は滞納対策課にご相談ください。